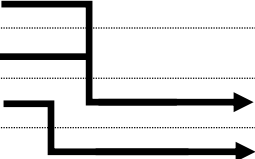


多治見市における定年延長制度導入の概要

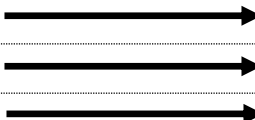
1 本市における定年延長制度の概要

(1) 役職定年

- ① 管理監督職の範囲（役職定年の対象）は、一般職給料表 7 級、6 級、5 級のうち園長とする。
- ② 役職定年は、原則 4 月 1 日付で行う。
- ③ 役職定年により降任する場合は、以下のとおりとする。

管理職	役職定年前			役職定年後	
	7 級			—	
	6 級			—	
	5 級	園長		5 級	
		4 級			

【参考】

管理職以外	60 歳まで			60 歳以降	
	5 級	園長以外		5 級	
	4 級			4 級	
	3 ～ 1 級			3 ～ 1 級	

④ 役職定年の例外

60 歳を超えてもなお管理職を継続できるような役職定年の例外については、設けない。

【参考】制度上は、下記により設置可能とされている。

ア 管理監督職上限年齢が 60 歳を超える管理監督職の設置

イ 特例任用（異動期間の延長）（それぞれ事由を条例で規定）

（ア）職務遂行の特殊性から他の職に降任すると支障が生ずる場合

（イ）当該管理監督職の職員を転任等させると欠員補充が困難で支障が生ずる場合

ウ 特定管理職群による特例任用及び再延長

職務の内容が相互に類似する複数の管理職。欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他特別な事情がある管理職として規則で定める。

(2) 給料等

- ① 給料は、国と同様に 7 割措置とする。（60 歳時点の給料月額の 70%とする）
- ② 退職手当は、ピーク時特例を適用。（60 歳時と退職時の給料により算定）
- ③ 60 歳以降の昇給については、55 歳以降の原則昇給停止（勤務成績により一部昇給あり）と同様の扱いとする。
- ④ 勤勉手当は、一般職員と同様に勤務評定に応じたものとする。

(3) 再任用制度

① 暫定再任用制度（名称が変わるのみで、これまでの再任用制度とほぼ同じ）

定年退職の年齢が順次引き上げられていく途中段階において、定年退職した翌年度から、65 歳に達する年度までの期間、再任用（フル・短）として勤務可能。

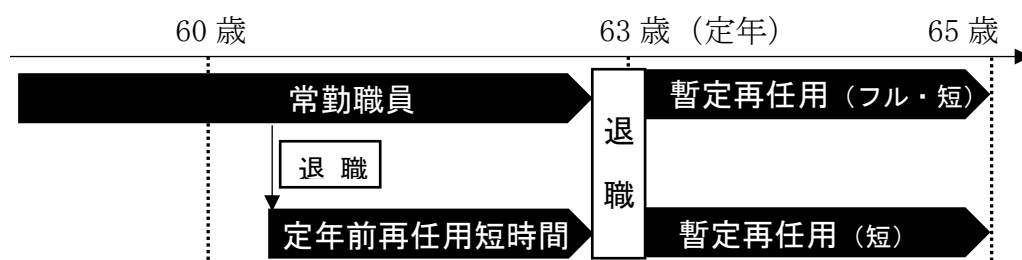
定年が 65 歳となった段階で、暫定再任用制度はなくなる。

② 定年前再任用短時間勤務

60 歳から定年までの間に、再任用短時間として勤務することが可能。

毎年度任用期間を更新する再任用制度とは異なり、定年退職年度の末日までを任用期間とすることができる。

【(例) 定年年齢が 63 歳の場合】



いずれも、原則 4 月 1 日からの採用とする。また、採用に当たっては、これまでの再任用制度と同様、勤務成績等により決定する。また、60 歳に到達した年度の末日を基準として、再任用時の級を決定する。

(4) その他

① 役職定年により降任した管理職については、新たな補職名を検討予定。

② 60 歳を超えた年度の翌年度 4 月 1 日以降は、これまでの再任用と同様グループリーダーにはしない。

③ 早期退職による退職金加算は、従来通り 45 歳から 59 歳までとし、60 歳以降の退職金加算はしない。